

中小企業者等が機械等を指定事業の用に供しなくなった場合のリース特別控除取戻税額に関する明細書

事業 年度	・ ・	法人名	
----------	--------	-----	--

別表六(三) 平十二・四・一以後終了事業年度分

供用廃止設備の明細	資 産 区 分	種 類	1					
		特 定 機 械 等 の 名 称	2					
		賃 借 年 月 日	3	平	・	平	・	
		リ ー ス 契 約 期 間 の 月 数	4		月		月	
		指 定 事 業 の 用 に 供 し た 年 月 日	5	平	・	平	・	
		指 定 事 業 の 用 に 供 し な く な っ た 年 月 日	6	平	・	平	・	
		指 定 事 業 の 用 に 供 し た 月 数 (6) - (5)	7		月		月	
	税 額 控 除 額 相 当 額	リ ー ス 費 用 の 総 額	8		円		円	
		基 準 リ ー ス 料 (8) × $\frac{60}{100}$	9					
		税 額 控 除 限 度 額 相 当 額 (9) × $\frac{7}{100}$	10					
供用廃止設備のリース税額控除実施額の計算	供 用 年 度 の 実 施 額 の 計 算	供 用 年 度 の リ ー ス 特 別 控 除 額 (別表六(二十四)「4」の供用年度分)	11					
		(11)のリースのうち既に供用廃止設備のリースに供した機械等が受けた特別控除額	(35) の 計	12				
			①又は(①+②)	13		(16)の①	(16)の①+②	
			(12) + (13)	14				
		供 用 廃 止 設 備 の リ ー ス 特 別 控 除 額 相 当 額 (11)-(14) (マイナスの場合は0)	15					
	供 用 年 度 の リ ー ス 税 額 控 除 実 施 額 (10)と(15)のうち少ない金額)	16	①		②			
	供 用 年 度 後 の リ ー ス 税 額 控 	供 用 年 度 後 の リ ー ス 税 額 控 	供 用 年 度 後 における繰越税額控除限度超過額の控除実施額の合計額 (別表六(二十四)「5」の合計額+別表六(二十二)「27」)	17				
			供 用 年 度 の 取 得 に 係 る 繰 越 税 額 控 除 限 度 超 過 額 (別表六(二十四)「7」の供用年度分)	18				
			(17)のうち供用年度前の繰越税額控除限度超過額の控除実施額	19				
			供 用 年 度 後 の 繰 越 税 額 控 除 実 施 額 相 当 額 (17)のうち供用年度前の繰越税額控除限度超過額の控除実施額	(36) の 計	20			
				③又は(③+④)	21		(25)の③	(25)の③+④
			(20) + (21)	22				
		供 用 廃 止 設 備 の 繰 越 税 額 控 除 限 度 超 過 額 控 除 実 施 相 当 額 (17)-(18)-(19)-(22)	23					
		(10) - (16)	24					
		供 用 年 度 後 の リ ー ス 税 額 控 除 実 施 額 (23)と(24)のうち少ない金額)	25	③		④		
		供 用 廃 止 設 備 の リ ー ス 税 額 控 除 実 施 額 (16) + (25)	26					
リ ー ス 特 別 控 除 取 戻 税 額 の 計 算		(10) と (26) の うち 少 ない 金 額	27					
	リ ー ス 特 別 控 除 取 戻 税 額 (27) × $\frac{(4)-(7)}{(4)}$	28						
	リ ー ス 特 別 控 除 取 戻 税 額 の 合 計 額	29			(28)の計			
(10)が額る場合の(26)の超え額金え	供 用 廃 止 設 備 を 指 定 事 業 の 用 に 供 し な く な っ た 事 業 年 度 後 の 繰 越 税 額 控 除 限 度 超 過 額 の 調 整 額 (10) - (26)	30						
供用廃止設備の供用年度に指定事業の用に供した他の供用廃止設備で既にリース特別控除の取戻しの適用を受けた供用廃止設備の明細								
特 定 機 械 等 の 名 称	31					計		
指 定 事 業 の 用 に 供 し た 年 月 日	32	平	・	平	・			
指 定 事 業 の 用 に 供 し な く な っ た 年 月 日	33	平	・	平	・			
リ ー ス 費 用 の 総 額	34		円		円	円		
供 用 年 度 の リ ー ス 税 額 控 除 実 施 額	35							
供 用 年 度 後 の リ ー ス 税 額 控 除 実 施 額	36							
リ ー ス 税 額 控 除 実 施 額 (35) + (36)	37							

別表六(二十三)の記載の仕方

- 1 この明細書は、青色申告書を提出する中小企業者等が措置法第42条の12第6項《中小企業者等が特定機械等を指定事業の用に供しなくなった場合のリース特別控除取戻税額》の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、この明細書は、供用廃止設備の供用年度の異なるごとに用紙を改めて記載します。
- 2 「種類1」及び「特定機械等の名称2」には、特定機械等の耐用年数省令別表第一及び第二に定める種類及び設備の名称を記載します。
- 3 「リース契約期間の月数4」及び「指定事業の用に供した月数7」は、暦に従って計算し、1月未満の端数は切り上げて記載します。
- 4 「供用廃止設備のリース税額控除実施額の計算11~26」の各欄は、次により記載します。
 - (1) 「供用年度のリース税額控除実施額の計算11~16」の各欄は、供用廃止設備の供用年度において措置法第42条の12第3項（リース税額控除）の規定により、その供用年度の法人税額から控除された金額のうち、供用廃止設備に係るリース特別控除相当額を計算します。
 - イ 「供用年度のリース特別控除額11」には、別表六(二十四)の「リースに係るもの4」の供用年度分を記載します。
 - ロ 「(1)のうち既にリース特別控除の取戻しの適用を受けた特定機械等がある場合12~14」の各欄は、当期の供用廃止設備の供用年度において指定事業の用に供した他の供用廃止設備につき、当期前に既にリース特別控除の取戻しの適用を受けた供用廃止設備及び当期の供用廃止設備が二以上ある場合に、それぞれ記載します。
 - (2) 「供用年度後のリース税額控除実施額の計算17~25」の各欄は、供用廃止設備の供用年度終了の日の翌日以後1年以内に終了した事業年度において措置法第42条の12第4項《繰越控除》の規定により、当該事業年度の法人税額から控除された金額のうち、供用廃止設備に係る繰越税額控除限度超過額控除実施相当額を計算します。
 - イ 「供用年度後における繰越税額控除限度超過額の控除実施額の合計額17」には、別表六(二十四)の「前期繰越分に係るもの5」の金額のうち、供用廃止設備の供用年度終了の日の翌日以後1年以内に終了した事業年度に係る金額と当期における別表六(二十二)の「前期繰越分」の「同上のうち当期控除額27」の金額とを合計した金額を記載します。
 - ロ 「供用年度の取得に係る繰越税額控除限度超過額18」には、措置法令第27条の12第12項第2号イに規定する供用廃止設備の供用年度における繰越税額控除限度超過額のうち「取得に係るもの」の控除額を記載します。
 - ハ 「(1)のうち供用年度前の繰越税額控除限度超過額の控除実施額19」には、措置法令第27条の12第12項第2号ロに規定する供用廃止設備の供用年度開始の日前1年以内に開始した各事業年度における繰越税額控除限度超過額のうち、供用廃止設備の供用年度後において控除した金額を記載します。
 - ニ 「供用年度のリース控除の対象設備のうち既にリース特別控除の取戻しの適用を受けた特定機械等がある場合20~22」の各欄は、当期の供用廃止設備の供用年度において指定事業の用に供した他の供用廃止設備につき当期前に既にリース特別控除の取戻しの適用を受けた供用廃止設備の供用年度後のリース税額控除実施額及び当期の供用廃止設備が二以上ある場合に、それぞれ記載します。
- 5 「リース特別控除取戻税額の合計額29」の金額は、別表一(一)の「5」、別表一(二)の「10」又は別表一(三)の「5」にそれぞれ移記してください。
- 6 「供用廃止設備を指定事業の用に供しなくなった事業年度後の繰越税額控除限度超過額の調整額30」は、措置法令第27条の12第14項《繰越税額控除限度超過額から控除する金額》の規定の適用を受ける場合に記載します。この場合、当該調整額は当期の別表六(二十二)の「当期控除額等33」及び「当期控除額等36」の外書にそれぞれ移記してください。
- 7 「供用廃止設備の供用年度に指定事業の用に供した他の供用廃止設備で既にリース特別控除の取戻しの適用を受けた供用廃止設備の明細」の各欄は、当期の供用廃止設備の供用年度と同一年度において供用した他の供用廃止設備で当期前において既にリース特別控除の取戻しの適用を受けた設備の明細を記載します。この場合、「供用年度のリース税額控除実施額35」の「計」は「12」欄に、「供用年度後のリース税額控除実施額36」の「計」は「20」欄にそれぞれ移記します。